

山形市有機農業実施計画

1. 計画策定の趣旨

山形市は、東に馬見ヶ崎川、立谷川の二大扇状地が発達し、須川、本沢川を西に圧迫している。扇状地全域には水田の発達が著しく、また、水利に恵まれない地域は、果樹、畑作に利用されており農作物の生産力は極めて高い地形である。

気候的にも、東北に奥羽山脈、西方に出羽丘陵が走る盆地型気象は、夏期の気温が高く、1933年から2006年まで日本の最高気温（40.8℃）の記録を持っていた。また、東北の日本海側に位置しながら、風雪の被害も比較的少なく、空気が乾燥し、冬と夏、昼と夜の気温差が大きく、植物の生育にとって好ましい条件であるため、多種多様な高品質の農産物を生産しており、農業は山形市の基幹産業の一つとなっている。

こうした中、国では令和3年5月、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに日本の耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%（約100万ha）に拡大することを掲げている。

本計画は、国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、山形市の豊かな自然環境の中、循環型農業・持続可能なまちづくりの実現に向け、山形市の有機農業の取組方針や生産及び加工、流通、消費の拡大に資する事項を定めるものである。

2. 有機農業の定義

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）において、「有機農業」とは、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されている

本計画における「有機農業」は、有機農業の推進に関する法律に準拠するものとし、有機農産物の日本農林規格（有機JAS）に規定する生産方式に限定することなく、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を使用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできるだけ低減した農業生産の方法を用いて行う農業とする。

3. 事業実施市区町村

山形市

4. 計画対象期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

5. 山形市における有機農業の現状と5年後に目指す目標

ア 有機農業の現状

山形市の農業の現状は、農業就業人口が2,651人、耕地面積が5,110ha（農林業センサス、山形農林水産統計から）であり、エコファーマーの認定者数は153人（R5年3月時点）であるが、有機JASの認証者は0人であり、有機農業実践者の確認もとれていない状況である。

イ 5年後に目指す目標

- (1) 有機農業者実践者数増加 R4：0人 ⇒ R10：3人（1人）
(うち有機JAS認証取得者数)
- (2) 有機農業栽培面積拡大 R4：0a ⇒ R10：25a
- (3) 有機農業栽培作物の拡充 ジャガイモに加え根菜類の栽培

6. 取組内容

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

山形市における農業の持続的な発展を実現するため、これまでに実施してきたエコファーマーの取組みを「有機農業」の具体的な取組みにつなげるとともに、有機農業の実践者、生産量及び栽培面積の増を目指す。

(1) 有機栽培実証圃の設置

山形市が実施主体となり、有機栽培の検証を行うため「有機栽培実証圃」を設置する。

(2) 循環型農業の推進

地域内の有機性資源を活用した良質な土づくりを推進する。

(3) 有機農業の拠点となるネットワークの構築

地域における有機農業者間における情報交換や栽培技術支援等を行う場を構築する。

(4) 生産技術向上に向けた支援

有機農業の生産技術向上研修会の開催や国、県等の支援措置等に関する情報を提供する。

(5) 新規参入者への支援

新たに有機農業に取り組む者を対象に、地域と連携した栽培技術や経営に関する指導、助言などを行う支援体制を構築する。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

有機農産物は、消費者にとって安全な食材としての認知度は高ものの、慣行的に栽培された農産物と比較すると価格が割高になり、積極的な購入に結びつかない現状があるため、有機農産物の学校給食への食材の提供、ホテル（旅館）及び飲食店等への地産地消による販路の確保を図り、山形市における有効な消費体系の構築を目指す。

(1) 学校給食への消費拡大

学校給食に市内で有機農業により生産された、より安全安心な農産物の導入拡大を推進する。

(2) 有機農業で生産された農産物の販路拡大

消費者に向けて山形市の農産物のPRの促進を図り販路拡大を目指す。

(3) 有機農業者と実需者をつなげるマッチングの促進

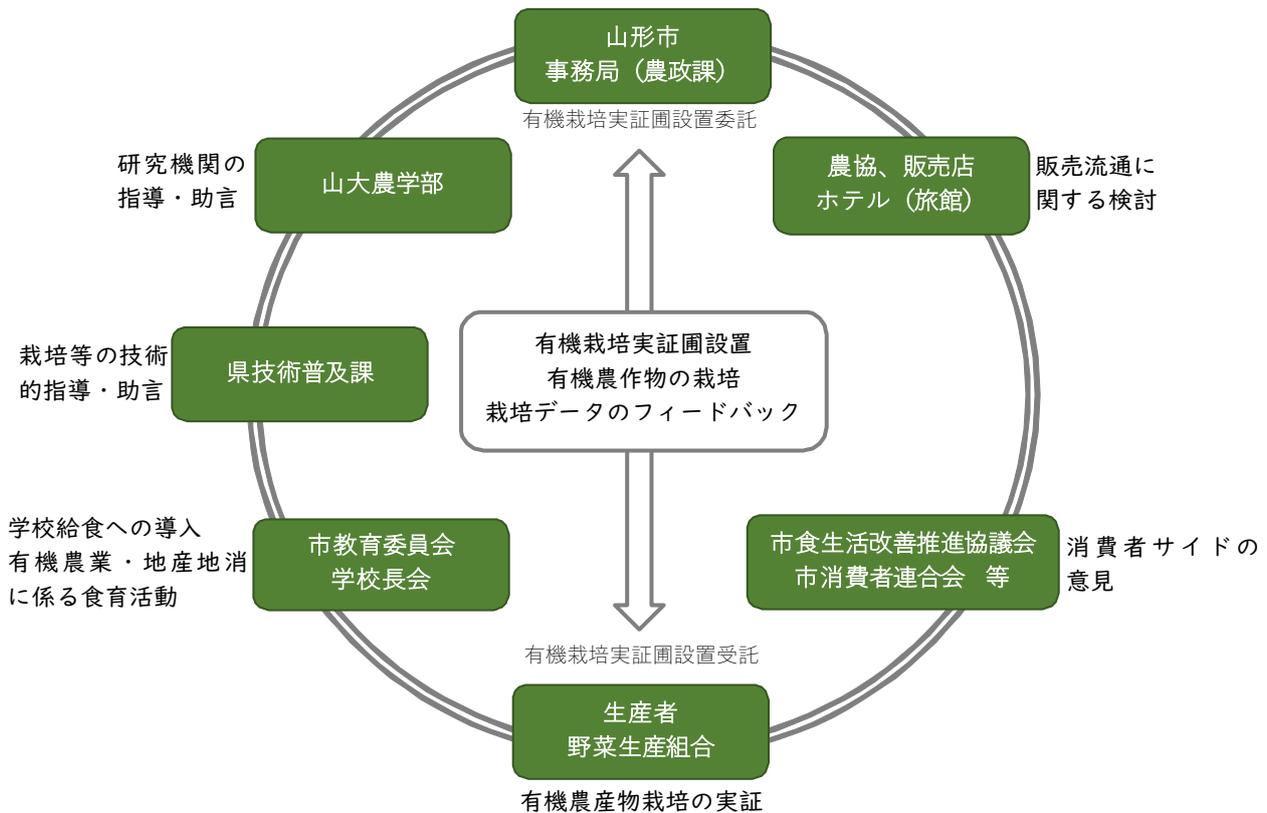
有機農業者と実需者をつなぐため、企業・団体への協力を求める中で、マッチングの促進を図る。

(4) 消費者・実需者・農業者への理解促進

有機農業の取組事例について、市のホームページ、広報紙などを通じて、消費者、実需者及び農業者に広く周知することにより、山形市の有機農業の取組に対する理解促進を図る。

また、学校給食を通じて、児童・生徒とその保護者への有機農業への理解促進を図るため、食育とあわせたビラの作成又は啓発事業を行う。

7. 取組の推進体制



8. 本事業以外の関連事業の概要

第6次山形市農業振興基本計画

基本理念として、命の源である食料を生産するとともに、国土の保全等を担うという農業の役割を踏まえ、農業の振興を図り「市民の食とくらしを守る」ことを目指し、「美味しい山形の発信と未来につなげる元気な農業の創造」をメインテーマとして、基本理念を達成するため掲げている3つの基本目標と連携し、有機農業の推進を図る。

第1 持続的に発展する農業の確立

- ・品質が確保された安全・安心な農畜産物の生産
- ・マーケットを意識した農畜産物の生産
- ・新たな地域ビジネスの創出に向けた農商工等の連携強化

第2 地域の『強み』を活かした農林業の確立

- ・環境にやさしい農業の推進

第3 市民と農業をつなぎ健康で笑顔溢れるくらしの確立

- ・食育・地産地消の推進
- ・農業とのふれあいの推進



9. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

山形県と共同で策定する「山形県みどりの食料システム基本計画」に基づき、本計画と連携する中で、有機農業の推進を図る。